

自動車相続の必要書類

(単独相続の場合)

車両評価額が100万円以下の場合

1. 車の査定書（評価額が100万円以下の証）
2. 遺産分割協議成立申立書（**県税事務所には、コピーを提出**）
 - ① 車を引き継ぐ方の実印の押印
3. 車を引き継ぐ方の印鑑証明
4. 亡くなった方の除籍（死亡届け出後の戸籍）
5. 亡くなった方の除票（死亡届け出後の住民票）

注1. 住民票と車検証の使用者の住所がつながること。
6. 車を引き継ぐ方が相続人であることを証明する戸籍

注2. 亡くなった方と車を引き継ぐ方が一緒に記載されている戸籍
注3. 祖父母・姪・甥の場合は、ご相談ください。
7. 車を引き継ぐ方の現戸籍（本人のみ。6と同一の場合は、1通で可）
8. 車を引き継ぐ方の戸籍の附票（本籍と現住所**表示**が異なる場合のみ）
9. その他の戸籍が必要となる場合があります。それらは、上記の戸籍を
読取りしないと、他にどのような戸籍が必要なのか判明しません。
10. 車を引き継ぐ方から行政書士への委任状（実印の押印）
11. 使用の本拠を変更する場合は、保管場所申請も必要となります。

注4. 相続手続きは、OSS申請できないので、4枚複写の申請書が必要で
す。
12. 登録手数料（登録印紙）¥500-

車両評価額が100万円超の場合

1. 遺産分割協議書（**県税事務所には、コピーを提出**）
2. 相続人全員の実印の押印
3. 車を引き継ぐ方の印鑑証明
4. 亡くなった方の除籍（死亡届け出後の戸籍）
5. 亡くなった方の除票（死亡届け出後の住民票）

注1. 住民票と車検証の使用者の住所がつながること。

6. 遺産分割協議書に記載の全相続人が相続人であることを証明する戸籍

注2. 祖父母・姪・甥の場合は、ご相談ください。

7. 車を引き継ぐ方の現戸籍（本人のみ。6と同一の場合は、1通で可）

8. 車を引き継ぐ方の戸籍の附票（本籍と現住所表示が異なる場合のみ）

9. その他の戸籍が必要となる場合があります。それらは、上記の戸籍を
読取りしないと、他にどのような戸籍が必要なのか判明しません。

10. 車を引き継ぐ方から行政書士への委任状（実印の押印）

11. 使用の本拠を変更する場合は、保管場所申請も必要となります。

注4. 相続手続きは、OSS申請できないので、4枚複写の申請書が
必要です。

12. 登録手数料（登録印紙） ¥500-